龍谷大学社会学部長
　　山　田　　容　殿

誓　約　書

「２０１９年度社会学部コミュニティマネジメント学科 実習科目での海外実習」（以下、海外実習 と省略します）を実施するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

１．海外実習期間中には、不慮の事故や生活習慣・言語の違い等によるトラブルなどが起こり得ることを十分理解し、周到な事前準備を行ないます。

２．海外実習期間中に、傷病または諸般の事情により、龍谷大学または受入機関が研修の継続が不可能であると判断し、帰国等の指示をした場合にはその結果に従います。また、それらに必要な経費のうち、海外旅行傷害保険の補償限度額を超える分については、その費用を負担します。

３．海外実習期間中に、次に掲げる事項が発生した場合、海外旅行傷害保険の補償限度額を超える分については、龍谷大学および受入機関に対して一切の責任を求めません。
（１）受入機関の財産を紛失または破損した場合
（２）第三者に対して賠償責任を負った場合
（３）本人が病気や死亡などの被害・災害を被った場合（天災、第三者による事故、その他不可抗力的な事態による場合を含む）

４．海外実習期間中は、実習先国の法律および受入機関の諸規則を遵守し、更には受入機関の関連職員とスタッフの指示に従います。これらに違反し海外実習途中での帰国等を指示された場合には、そのいかなる判断にも従います。

５．海外実習許可後であっても、提出書類の不備や傷病または諸般の事情により、龍谷大学が海外実習の実施や海外への渡航が不適当であると判断した場合は、海外実習許可の取消等について、その判断を龍谷大学に一任します。またそれによって発生したキャンセル料などの諸経費について、龍谷大学に一切の負担を求めません。

６．龍谷大学が加入した海外旅行傷害保険の補償限度額では不足と判断する場合には、当該保険に上乗せする形で海外旅行傷害保険に自己負担で加入いたします。

以上

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

学 籍 番 号：C＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学 生 署 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

保証人署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

必ず保証人本人の署名・捺印であること